

船舶事故調査報告書

令和元年9月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和元年6月5日 13時50分ごろ
発生場所	沖縄県名護市大浦湾 長島灯台から真方位327° 2,400m付近 (概位 北緯26° 32.2′ 東経128° 02.9′)
事故の概要	引船第二十安芸丸は、航行中、浅瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和元年6月6日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	引船 第二十安芸丸、185トン
船舶番号、船舶所有者等	135295、アキ・マリン株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南西、風速 約2.9m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮期、潮高 約3cm（沖縄）
事故の経過	本船は、船長ほか5人が乗り組み、大浦湾内にある初めて作業を行う海域（以下「本件海域」という。）の調査に向かい、本件海域において、GPSプロッターを作動させていたが、船長が目視により航行していたところ、浅瀬に乗り揚げた。 本船の喫水は、船首約2.5m、船尾約3.5mであった。 船長は、本件海域の浅瀬の状況について、水路調査を行っておらず、GPSプロッターでも確認していなかったため、浅瀬の存在を知らなかった。
分析	本船は、本件海域において、船長が、事前の水路調査及びGPSプロッターを使用した船位の確認を行っておらず、浅瀬の存在を知らずに航行したことから、浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、本件海域において、船長が、事前の水路調査及びGPSプロッターを使用した船位の確認を行っておらず、浅瀬の存在を知らずに航行したため、浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・事前に水路調査をして浅瀬の状況を把握した上で操船すること。 ・浅瀬が点在する海域を航行する際、GPSプロッターを活用して浅瀬の状況を把握すること。